

# 山梨県公報

第七百九十七号

平成十九年

十月四日

木曜日

## 目次

家畜伝染病の発生……………六九九  
 腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定……………六九九  
 公告……………六九九  
 峡西都市計画の変更案の縦覧……………七〇〇  
 公安委員会……………七〇〇  
 平成十九年度機械警備業務管理者講習の実施について……………七〇〇

## 告示

### 山梨県告示第三百四十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十九年十月四日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	六	南アルプス市藤田	平成十九年九月二十六日

### 山梨県告示第三百五十号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十九年十月四日

山梨県知事 横内正明

## 一 指定区域

南アルプス市鏡中條(中河原、新地、八幡下、上ノ切、中ノ切、下ノ切、村東、将監、蔵入、反田及び御崎の区域に限る。)、寺部(中西、村附、御崎、南ノ前及びび宮ノ前の区域に限る。)、加賀美(京免、北河原、土橋、伊勢ノ前、鶏土、東小柳、西小柳、押堀、山宮地、ゴリ洗、吉原、一丁田、鎮守、舎中、大津麦、八丁、餅田、牛取、古河原、拾式枚、黄賞、蔵ノ西、六串、沢之神、山之神、尻上、山伏、押切、堰下、長塚、中河原、町屋、流間、塔中、東前田、西前田、石原田、角畑、袋原、清水、深田、田嶋北、祖木、八反、扇子田及び沢添の区域に限る。)、藤田、浅原、田島(北河原及び居村の区域に限る。)、西南湖(西河原、沖田、上河原、天神及び内乗の区域に限る。)、及び東南湖(十郎木及び村北の区域に限る。)、並びに中央市山之神(出口、蒔田、鍛冶新居、鍛冶新居前、新割、古屋敷、阿原境、居村、上菜蕨、下菜蕨、立川及び流通団地の区域に限る。)、布施(冷久保、宿西、神田、清水前、小河原、町屋前、道下、新町南、下田保、収徳、蟹沢、白ノ塚、古寺家、明神林、一丁田、山之神前、小井川及び村前の区域に限る。)、臼井阿原、西花輪(阿原前、村北、古宮、村東、村前、村間、飛石、西河原及び新田の区域に限る。)、東花輪(上西河原、下西河原及び清川の区域に限る。)、藤巻(池内及び西河原の区域に限る。)、今福(彦藤、中河原及び上河原の区域に限る。)、今福藤田(川東の区域に限る。)、並びに中巨摩郡昭和町河西(大林の区域に限る。)、の区域

二 指定家畜の種類  
 指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要  
 指定期間 平成十九年九月二十六日から当分の間

四 その他必要な事項  
 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

## 公告

● 峡西都市計画の変更案の縦覧  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、

次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。  
平成十九年十月四日

一 都市計画の種類

峡西都市計画下水道

(釜無川流域下水道)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成十九年十月十一日から同月二十四日まで

### 公安委員会

● 平成十九年度機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。  
平成十九年十月四日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

一 実施日時及び実施場所

1 実施日時

平成十九年十一月八日（木）から同月十三日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで。ただし、十三日は午前九時から正午までとする。

2 実施場所

甲府市宝一丁目二番二〇号 山梨県農業共済会館二階研修室

二 受講定員

十人

三 受講手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法  
受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）。

(二) 事前申込受付期間

平成十九年十月十五日（月）及び同月十六日（火）の午前九時から午後五時まで  
なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

2 受講申込手続

1の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申込みを行うこと。

(一) 受講申込受付期間

平成十九年十月十七日（水）から同月十九日（金）までの午前九時から午後五時まで

(二) 提出書類

ア 機械警備業務管理者講習受講申込書 一通

イ 写真（申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 一枚  
ウ 代理人が受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

(三) 受講手数料

受講申込書提出時に三万八千円を山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

(四) 受講申込書等の提出先

(二)に掲げる書類を申込人の住所を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）に提出し、受理番号を申告すること。ただし、郵送による申込みは受け付けない。

四 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会（所在地 甲府市宝一丁目二番二〇号）に委託して行う。

五 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

六 その他

- 1 講習初日は、午前八時から午前八時二十分までに受付を済ませること。
- 2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。
- 3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇五五二三五 二二二一内線三〇二二）に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番